

特別支援教育専門家派遣事業実施要項

倉敷市教育委員会
指導課 特別支援教育推進室

1 目的

特別支援教育専門家スタッフ等による巡回相談を実施し学校園の通常の学級及び特別支援学級等に在籍する発達障害を含め、すべての障がいのある幼児児童生徒への指導方法の確立や理解を深める。さらに、教職員の専門性を高めることによって、支援を必要とする幼児児童生徒への支援体制の充実を図る。

2 事業内容

- (1) 通常の学級で学ぶ幼児児童生徒を対象としたケース会議への支援
 - 授業・保育を参観したのちに、指導方法・支援体制について検討する。
- (2) 特別支援学級で学ぶ児童生徒を対象としたケース会議への支援
 - 授業を参観したのちに、指導方法・支援体制について検討する。
- (3) 保護者支援
 - 保護者を交えたケース会議を行い、保護者、学校への助言を行う。
- (4) 校内研修
 - 支援が必要な幼児児童生徒の理解と支援に関する研修を行うとともに、校内の支援体制の整備等について助言する。

3 特別支援教育専門家派遣事業に係るスタッフ

- (1) 特別支援教育専門家スタッフ
 - 障がいに関する専門的知識・経験を有する学識経験者、臨床心理士、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、福祉関係者等
- (2) 指導課特別支援教育推進室主任（臨床心理士）及び指導主事
 - 指導課特別支援教育推進室（以下、「特別支援教育推進室」と言う。）に所属する職員が、迅速、継続的に学校園を支援する。

4 事業方法

- (1) 倉敷市教育委員会は、本事業に係る特別支援教育専門家スタッフを委嘱する。
- (2) 学校園の要請に応じて、特別支援教育専門家スタッフ等が学校園を訪問し支援する。

5 その他の派遣業

- (1) 県専門指導員派遣事業〔県事業〕

特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する課題が多様化、複雑化している現状に対応し、学校等が一人一人の教育的ニーズに応じた支援ができるよう、要請に応じて専門指導員を派遣し支援を行う。

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱（身体虚弱）の障がいに関連する支援については、県立岡山盲学校、県立岡山聾学校、県立早島支援学校、県立倉敷まきび支援学校が各障がい種に対応する。

なお、高等学校の発達障害に関連する支援については、倉敷琴浦高等支援学校が対応する。
- (2) 長期療養児支援充実事業〔新規県事業〕

短期間で入退院を繰り返す者、退院後も引き続き治療や生活規制が必要なために小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校への通学が困難な者への対応など、病弱・身体虚弱の児童生徒で長期に医療機関に入院又は通院して治療を受けている者に対する教育の充実と理解啓発に向けて必要な支援を円滑に行うことを目的として行う。
- (3) おかやま発達障害者支援センターへの支援依頼について
おかやま発達障害者支援センターによる支援を申し込むときは、特別支援教育推進室に連絡すること。